

# 河川協力団体募集要項

## 1 対象活動及び河川の区間

### (1) 対象となる活動

河川協力団体として指定される活動は次のいずれか1以上の活動となります。

- ア 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- イ 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ウ 河川の管理に関する調査研究
- エ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- オ 上記の活動に附帯する業務

### (2) 対象となる河川の区間

栃木県内の一級河川のうち、県が管理する区間（指定区間）

なお、申請にあたっては、活動を希望する区間を設定してください。

## 2 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- (4) 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (10) 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

### 3 申請書類

※ 申請の前に原則として自己確認用紙による確認と事前相談をしてください。

河川協力団体指定申請書（別添様式第1号）に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて申請してください。

添付書類

- (1) 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員及びその数が記載されているもの
- (2) 活動実績報告書（5年分） → 別添様式第3号参照
- (3) 活動実施計画書（5年分） → 別添様式第4号参照
- (4) 法人等の監査報告書又は収支計算書
- (5) 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- (6) 2 申請資格（6）、（7）、（9）の要件を満たすことを証する書類 → 別添様式第5号参照
- (7) 2 申請資格（10）の要件を満たすことを証する書類 → 別添様式第6号参照
- (8) その他河川管理者が必要と認める書類

※ 留意事項

提出された書類は返却しません。また、申請に必要な費用は申請者の負担となります。

### 4 募集期間

令和4年7月7日（木）から令和4年8月5日（金）まで

### 5 申請先

以下の提出先に直接持参いただくか、郵送で提出してください。

ただし、持参の場合は、土日祝祭日等の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

提出先：〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2

宇都宮土木事務所 企画調査課 TEL 028-626-3146

(宇都宮市、上三川町)

〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1

鹿沼土木事務所 企画調査課 TEL 0289-65-3215

(鹿沼市)

〒321-1414 日光市萩垣面 2390-7

日光土木事務所 企画調査課 TEL 0288-53-1212

(日光市)

〒321-4305 真岡市荒町 116-1

真岡土木事務所 企画調査課 TEL 0285-83-8304

(真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)

〒328-8504 栃木市神田町 6-6

栃木土木事務所 企画調査課 TEL 0282-23-3593

(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

〒329-2163 矢板市鹿島町 20-11

矢板土木事務所 企画調査課 TEL 0287-44-2189

(矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町)

〒324-8765 大田原市紫塚 2-2564-1

大田原土木事務所 保全管理課 TEL 0287-23-6613

(大田原市、那須塩原市、那須町)

〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92

烏山土木事務所 企画調査課 TEL 0287-83-1316

(那須烏山市、那珂川町)

〒326-8555 足利市伊勢町 4-19

安足土木事務所 企画調査課 TEL 0284-41-4119

(足利市、佐野市)

※ 申請する河川の所在市町を（ ）内に記載しています。

※ 活動区間が複数の土木事務所にまたがる場合は、主要な活動区間を管理する土木事務所が窓口となります。

## 6 河川協力団体の指定

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査し決定します。

(1) 申請資格の確認

(2) 活動実績報告書の審査（継続性、公共性、活動姿勢）

直近おおむね5年間にわたり河川管理に資する非営利的な活動を継続的に行っており、河川管理者との協力関係が認められ、河川管理等に支障となる行為を行っていないこと。

（別添様式第3-1号、第3-2号）

(3) 活動実施計画書の審査（実効性、貢献度、協調性）

活動実施計画の実効性、河川管理に対する貢献、活動に当たって地域との協調性が認められること。（別添様式第4-1号、第4-2号）

## 7 審査結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることになる法人等に対して、河川協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

なお、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公表します。

(2) 上記の河川協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う河川の区間を明記し、指定番号を登録します。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対して、その理由を付して書面にて通知をします。

## 8 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出していただきます。

(3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出していただきます。

(4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者の求めに応じ、年に1回以上、活動状況について報告をしていただきます。

(5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合や、河川協力団体が解散した場合には、速やかに報告（別添様式第7号）していただきます。

(6) 河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言するものとします。

- (7) 河川管理者は、河川協力団体がその活動を適正かつ確実に実施していないことを認めた場合は、その活動の運営の改善に関し、必要な措置を講ずるべきことを命じることができません。

## 9 指定の取消

河川協力団体の指定を受けた団体が、次に掲げる事項に該当する場合には、指定が取り消されます。

- (1) 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- (2) 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- (3) 河川協力団体から指定の取消の申請があった場合。

## 10 お問い合わせ先

栃木県県土整備部河川課 企画治水担当

TEL 028-623-2444 FAX 028-623-2441

E-mail [kasen@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kasen@pref.tochigi.lg.jp)

※ 申請予定の河川又は市町が明確である場合には、「5 申請先」への問合せも可能です。